

東海市総合教育会議における協議事項等について

東海市総合教育会議運営要綱第2条に規定する東海市総合教育会議の所掌事務の細部について、同要綱第10条の規定により次のとおり定める。

1 協議事項

東海市総合教育会議における協議事項は、次に掲げる具体的な事項等のうち、特に政策的に連携が必要と認められるものとする。

根 拠	具体的な事項等
1 教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること	教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること
2 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術、文化及びスポーツの振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること	教育施設の設置及び管理等に関すること
	教育委員会の予算に関すること
	東海市総合計画及び教育委員会が策定する中長期計画に関すること
	いじめ、不登校対策に関すること
3 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること	次に掲げる事項をはじめとする市長と教育委員会の連携が特に必要と認められる事項 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援や子どもの健全育成に関すること ・地域を対象とした施策に関すること ・姉妹都市交流に関すること
	いじめ問題により、児童、生徒等の自殺が発生した場合、及びいじめ防止対策推進法第28条で定める重大事態が発生した場合等に講ずべき措置に関すること
	自然災害、事故等が発生した際に、児童、生徒等の安全確保及び教育施設の管理等に関し、連携が必要な場合等（登下校時の交通事故において再発防止のために他の部署との連携が必要な場合等）に講ずべき措置に関すること

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律で定める教育委員会の職務権限のうち、政治的中立性の確保が求められる事項については協議対象としない。

2 協議対象としない事項

東海市総合教育会議においては、政治的中立性のもと、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条で定める教育委員会の職務権限のうち次に掲げる事項は協議対象としないこととする。

- (1) 「三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。」のうち、教職員の任免その他の人事に関すること。
- (2) 「四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。」
- (3) 「五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。」
- (4) 「六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。」のうち、教科書採択に関すること。

なお、協議対象としない具体的な内容については、その都度東海市総合教育会議に諮って定める。